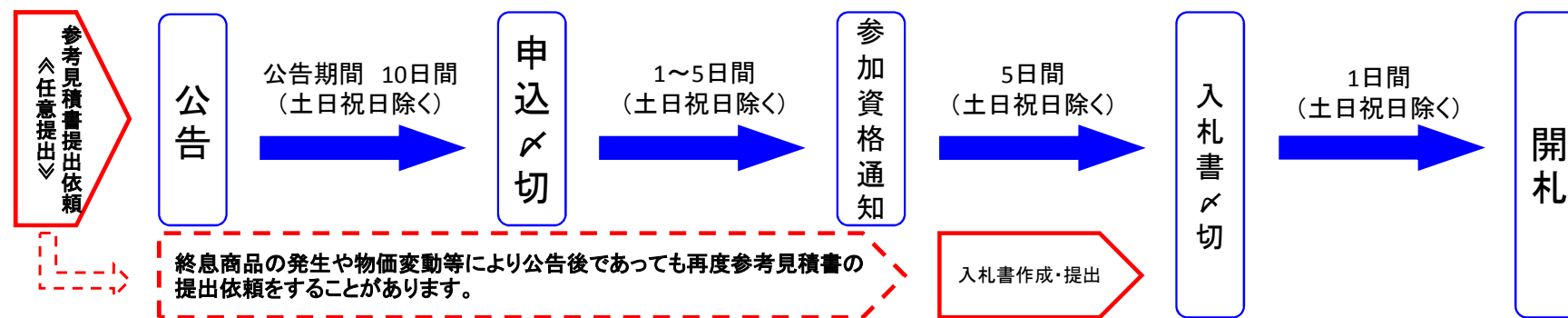


物品の売買及び役務の提供にかかる入札に参加される皆様へ

●入札（政府調達を除く。）は、原則、以下のスケジュールで進行します。



●入札書とは・・・

入札参加者が契約金額として希望する**税抜き価格**を記入するものです。第六管区海上保安本部の定める所定の様式に記入のうえ、入札説明書に規定する方法により提出をお願いします。

●参考見積書とは・・・

第六管区海上保安本部が、契約を行うにあたり、予算把握又は予算決算及び会計令第80条の規定に基づき、調達案件が市場において幾ら位で取引されているか調査し適正な予定価格を作成するため提出していただくものであり、**入札価格を求めるものではありません。**

なお、**参考見積書の提出については、「任意」となっております。また、見積書には「参考」の文字を表記してください。**

提出いただいた参考見積書は、当管区本部において厳重に管理いたしますが、一度提出いただきましたら返却はいたしませんので、ご了解の程よろしくをお願いします。

【予算決算及び会計令 第80条】

- 1 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。
- 2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。